（別紙）平成 13 年７月５日付課法３－57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」（法令解釈通達）のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
（注）下線を付した部分が改正部分である。

改　　正　　後	改　　正　　前
（146　国別報告事項） 国別報告事項（表１～表３）の記載要領 表１　居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要 ⑴　居住地国等に記載する情報の範囲 表１には、特定多国籍企業グループ（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第３号（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）の構成会社等（同項第４号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）の居住地国（同項第８号に規定する居住地国をいいます。以下同じです。）（居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る恒久的施設又はこれに相当するもの（以下「PE」といいます。）を通じて事業が行われる場合には、当該国又は地域を含みます。以下「居住地国等」といいます。）ごとに当該構成会社等の情報を記載します。 構成会社等とは、次の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じです。）をいいます。 ①　企業グループ（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第１号に規定する企業グループをいいます。以下同じです。）の連結財務諸表（同号に規定する連結財務諸表をいいます。以下同じです。）にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されるかどうかの判断は、最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）が採用する会計処理の基準に従い行ってください。例えば、連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号、以下「連結財務諸表規則」といいます。）に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表規則第２条第４号（定義）に規定する連結子会社をいいます。以下同じです。）が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社（同条第３号に規定する子会社をいいます。以下同じです。）に該当しないとされているもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいいます。以下同じです。）は構成会社等に該当しません。また、最終親会計年度（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第７号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）において特定多国籍企業グループから離脱した会社等は構成会社等に該当しません。 ②　企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。） ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表規則第５条第２項（連結の範囲）の規定により連結の範囲から除かれた子会社が該当します。 ③　企業グループにおける支配会社等（その企業グループの会社等のうちその企業グループの他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの（以下「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。④において同じです。）の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結子会社に該当することとなる子会社が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社に該当しないこととなるもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社となる会社等は構成会社等に該当しません。 ④　企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る	（146　国別報告事項） 国別報告事項（表１～表３）の記載要領 表１　居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要 ⑴　居住地国等に記載する情報の範囲 表１には、特定多国籍企業グループ（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第３号（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）の構成会社等（同項第４号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。）の居住地国（同項第８号に規定する居住地国をいいます。以下同じです。）（居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る恒久的施設又はこれに相当するもの（以下「PE」といいます。）を通じて事業が行われる場合には、当該国又は地域を含みます。以下「居住地国等」といいます。）ごとに当該構成会社等の情報を記載します。 構成会社等とは、次の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じです。）をいいます。 ①　企業グループ（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第１号に規定する企業グループをいいます。以下同じです。）の連結財務諸表（同号に規定する連結財務諸表をいいます。以下同じです。）にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されるかどうかの判断は、最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）が採用する会計処理の基準に従い行ってください。例えば、連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号、以下「連結財務諸表規則」といいます。）に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表規則第２条第４号（定義）に規定する連結子会社をいいます。以下同じです。）が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社（同条第３号に規定する子会社をいいます。以下同じです。）に該当しないとされているもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社（同条第７号に規定する関連会社をいいます。以下同じです。）は構成会社等に該当しません。また、最終親会計年度（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第７号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）において特定多国籍企業グループから離脱した会社等は構成会社等に該当しません。 ②　企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。） ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表規則第５条第２項（連結の範囲）の規定により連結の範囲から除かれた子会社が該当します。 ③　企業グループにおける支配会社等（その企業グループの会社等のうちその企業グループの他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの（以下「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。④において同じです。）の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結子会社に該当することとなる子会社が構成会社等となります。ただし、有効な支配従属関係が存在しないと認められ、子会社に該当しないこととなるもの（例：更生会社、破産会社）及び関連会社となる会社等は構成会社等に該当しません。 ④　企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る

改　　正　　後	改　　正　　前
(146　国別報告事項) 議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。) ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結財務諸表規則第５条第２項の規定により連結の範囲から除かれることとなる子会社は構成会社等となります。 なお、構成会社等の居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る PE を通じて事業が行われる場合、当該 PE に関する情報については当該 PE が所在する国又は地域に記載します。PE を通じて事業が行われるかどうかは、PE を通じて行われる事業から生ずる所得に対し、当該 PE が所在する国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税があるかどうかで判定してください。当該 PE が所在する国又は地域において法人税に相当する税がない場合には、原則どおり当該 PE を通じて事業が行われるかどうかで判定してください。 ⑵　使用する財務諸表等 イ　国別報告事項（租税特別措置法第 66 条の４の４第１項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）の作成に当たっては、構成会社等の財務諸表、最終親会社等の連結パッケージ（連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料）及び内部管理会計のデータ（以下「財務諸表等」といいます。）のうちいずれかを使用することができます。 なお、選択した財務諸表等は、「表３　追加情報」に記載し、毎期継続して使用してください。 ロ　国別報告事項に記載する収入金額、税引前当期利益（損失）の額、納付税額及び発生税額については、居住地国等ごとに記載した額の合計額が連結財務諸表に記載した額と一致しなくても差し支えありません。 ハ　構成会社等の財務諸表等に記載した金額を国別報告事項の各欄に記載する場合、当該財務諸表等の会計年度における電信売買相場の仲値（法人税基本通達 13 の２－１－２（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）に定める電信売買相場の仲値をいう。）又は電信買相場（同通達 13 の２－１－２に定める電信買相場をいう。）の平均値により、最終親会社等の連結財務諸表において表示される通貨に換算してください。 ニ　構成会社等の居住地国等の会計基準の適用から生ずる差異を調整する必要はありません。 ホ　構成会社等の会計年度が最終親会計年度と異なる場合において、当該構成会社等の会計年度が当該最終親会計年度の終了日前１年以内に終了するときは、当該構成会社等の会計年度に係る財務諸表等の情報を使用することができます。 ヘ　最終親会社等の連結パッケージから作成する場合、連結財務諸表を作成するに当たって使用する為替相場を使用して差し支えありません。 ト　最終親会計年度が 12 か月でない場合に、表１に記載する値について、12 か月を基準とした値となるように調整する必要はありません。 ⑶　多国籍企業グループ名 「多国籍企業グループ名」欄には、特定多国籍企業グループの最終親会社等の名称を記載してください（表２及び表３において同じです。）。 ⑷　対象事業年度 「対象事業年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください（表２及び表３において同じです。）。 ⑸　使用通貨 「使用通貨」欄には、最終親会社等の連結財務諸表において表示されている通貨を記載してください（連結財務諸表を作成するとしたならば、表示されることとなる通貨を含みます。）。 ⑹　居住地国等 「居住地国等」欄には、特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の名称及び当該構成会社等の居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る PE を通じて事業が行われる場合における当該国又は地域の名称を全て記載してください。 なお、PE を通じて事業が行われるかどうかは、⑴と同様に判定してください。 居住地国とは、次に掲げる会社等の区分に応じてそれぞれ次の国又は地域をいいます。 イ　外国の法令において、当該外国に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することそ	(146　国別報告事項) 議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。) ※　例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結財務諸表規則第５条第２項の規定により連結の範囲から除かれることとなる子会社は構成会社等となります。 なお、構成会社等の居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る PE を通じて事業が行われる場合、当該 PE に関する情報については当該 PE が所在する国又は地域に記載します。PE を通じて事業が行われるかどうかは、PE を通じて行われる事業から生ずる所得に対し、当該 PE が所在する国又は地域において課される法人税又は法人税に相当する税があるかどうかで判定してください。当該 PE が所在する国又は地域において法人税に相当する税がない場合には、原則どおり当該 PE を通じて事業が行われるかどうかで判定してください。 ⑵　使用する財務諸表等 イ　国別報告事項（租税特別措置法第 66 条の４の４第１項に規定する国別報告事項をいいます。以下同じです。）の作成に当たっては、構成会社等の財務諸表、最終親会社等の連結パッケージ（連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料）及び内部管理会計のデータ（以下「財務諸表等」といいます。）のうちいずれかを使用することができます。 なお、選択した財務諸表等は、「表３　追加情報」に記載し、毎期継続して使用してください。 ロ　国別報告事項に記載する収入金額、税引前当期利益（損失）の額、納付税額及び発生税額については、居住地国等ごとに記載した額の合計額が連結財務諸表に記載した額と一致しなくても差し支えありません。 ハ　構成会社等の財務諸表等に記載した金額を国別報告事項の各欄に記載する場合、当該財務諸表等の会計年度における電信売買相場の仲値（法人税基本通達 13 の２－１－２（外貨建取引及び発生時換算法の円換算）に定める電信売買相場の仲値をいう。）又は電信買相場（同通達 13 の２－１－２に定める電信買相場をいう。）の平均値により、最終親会社等の連結財務諸表において表示される通貨に換算してください。 ニ　構成会社等の居住地国等の会計基準の適用から生ずる差異を調整する必要はありません。 ホ　構成会社等の会計年度が最終親会計年度と異なる場合において、当該構成会社等の会計年度が当該最終親会計年度の終了日前１年以内に終了するときは、当該構成会社等の会計年度に係る財務諸表等の情報を使用することができます。 ヘ　最終親会社等の連結パッケージから作成する場合、連結財務諸表を作成するに当たって使用する為替相場を使用して差し支えありません。 ト　最終親会計年度が 12 か月でない場合に、表１に記載する値について、12 か月を基準とした値となるように調整する必要はありません。 ⑶　多国籍企業グループ名 「多国籍企業グループ名」欄には、特定多国籍企業グループの最終親会社等の名称を記載してください（表２及び表３において同じです。）。 ⑷　対象事業年度 「対象事業年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください（表２及び表３において同じです。）。 ⑸　使用通貨 「使用通貨」欄には、最終親会社等の連結財務諸表において表示されている通貨を記載してください（連結財務諸表を作成するとしたならば、表示されることとなる通貨を含みます。）。 ⑹　居住地国等 「居住地国等」欄には、特定多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の名称及び当該構成会社等の居住地国以外の国又は地域に所在する当該構成会社等に係る PE を通じて事業が行われる場合における当該国又は地域の名称を全て記載してください。 なお、PE を通じて事業が行われるかどうかは、⑴と同様に判定してください。 居住地国とは、次に掲げる会社等の区分に応じてそれぞれ次の国又は地域をいいます。 イ　外国の法令において、当該外国に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することそ

改　　正　　後	改　　正　　前
(146　国別報告事項) の他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、法人税に相当する税を課されるものとされている会社等（ハに掲げる会社等を除きます。）　当該外国 ロ　外国に本店又は主たる事務所を有する会社等（イに掲げる会社等を除きます。）　当該外国 ハ　日本国内に本店又は主たる事務所を有する会社等　日本 ⑺　収入金額 「収入金額」の各欄には、売上高のほか、受取利息及び有価証券利息、受取配当金（他の構成会社等から受領した配当金を除きます。）、有価証券売却益、為替差益、引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの科目により財務諸表等に記載される全ての収益の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 ※　有価証券及び固定資産の売却取引等については、当該取引から生ずる売却益を財務諸表等に計上している場合には当該売却益を収入金額とします。売却益と売却損を別建てで計上している場合には売却損を売却益から控除しませんが、売却益と売却損を相殺して売却益を計上している場合には相殺後の売却益を収入金額とします。 イ　非関連者 「非関連者」欄には、他の構成会社等との取引以外の取引から生ずる特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の収入金額を居住地国等ごとに合計した額を記載してください。 ロ　関連者 「関連者」欄には、他の構成会社等との取引から生ずる特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の収入金額を居住地国等ごとに合計した額を記載してください。 ハ　合計 「合計」欄には、上記イ及びロの合計額を記載してください。 ※　⑺～⑿及び⒁に共通する留意事項 金額は小数点及びコンマを付さない整数の最小単位（１円、１ドル等）としてください。 なお、百万円単位で記載する場合、当該単位未満は全て０を記載してください。 （例）12 億３千４百万円の場合　1234000000 円 ⑻　税引前当期利益（損失）の額 「税引前当期利益（損失）の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の税引前当期利益（損失）の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 なお、税引前当期利益（損失）の額には、特別損益を含みます。 ※　⑺の収入金額及び⑻の税引前当期利益（損失）の額には、他の構成会社等からの受取配当金の額を含みません。また、財務諸表等において他の構成会社等（その営む事業の損益が構成員に直接帰属する会社等（例：任意組合）を除きます。）の損益の額の一部又は全部が収入金額及び税引前当期利益（損失）の額に含まれている場合であっても、当該損益の額の一部又は全部は、⑺の収入金額及び⑻の税引前当期利益（損失）の額には含みません。 ⑼　納付税額 「納付税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等が対象会計年度中に実際に納付した所得に対する国税及び地方税（例：法人税、法人住民税、法人事業税）の合計額（対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みます。）を居住地国等ごとに記載してください。 対象会計年度中に還付された国税及び地方税を収入金額に計上している場合には、その還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、「表３　追加情報」に、「還付された国税及び地方税は収入金額に計上し、納付税額には含まれていない（Tax refunds are reported in Revenues and not in Income Tax Paid (on Cash Basis).）。」を記載してください。 また、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。 なお、納付税額には、構成会社等が直接納付した税額（例：前期確定分、当期中間分）だけでなく、他の者が当該構成会社等への支払に係る所得税を源泉徴収して納付した税額を含みます。	(146　国別報告事項) の他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、法人税に相当する税を課されるものとされている会社等（ハに掲げる会社等を除きます。）　当該外国 ロ　外国に本店又は主たる事務所を有する会社等（イに掲げる会社等を除きます。）　当該外国 ハ　日本国内に本店又は主たる事務所を有する会社等　日本 ⑺　収入金額 「収入金額」の各欄には、売上高のほか、受取利息及び有価証券利息、受取配当金（他の構成会社等から受領した配当金を除きます。）、有価証券売却益、為替差益、引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの科目により財務諸表等に記載される全ての収益の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 ※　有価証券及び固定資産の売却取引等については、当該取引から生ずる売却益を財務諸表等に計上している場合には当該売却益を収入金額とします。売却益と売却損を別建てで計上している場合には売却損を売却益から控除しませんが、売却益と売却損を相殺して売却益を計上している場合には相殺後の売却益を収入金額とします。 イ　非関連者 「非関連者」欄には、他の構成会社等との取引以外の取引から生ずる特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の収入金額を居住地国等ごとに合計した額を記載してください。 ロ　関連者 「関連者」欄には、他の構成会社等との取引から生ずる特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の収入金額を居住地国等ごとに合計した額を記載してください。 ハ　合計 「合計」欄には、上記イ及びロの合計額を記載してください。 ※　⑺～⑿及び⒁に共通する留意事項 金額は小数点及びコンマを付さない整数の最小単位（１円、１ドル等）としてください。 なお、百万円単位で記載する場合、当該単位未満は全て０を記載してください。 （例）12 億３千４百万円の場合　1234000000 円 ⑻　税引前当期利益（損失）の額 「税引前当期利益（損失）の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の税引前当期利益（損失）の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 なお、税引前当期利益（損失）の額には、特別損益を含みます。 ※　⑺の収入金額には他の構成会社等からの受取配当金を含みませんが、財務諸表等の税引前当期利益（損失）に他の構成会社等からの配当を含めているときは、⑻の税引前当期利益（損失）の額にはその受取配当金を含めて記載します。 ⑼　納付税額 「納付税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等が対象会計年度中に実際に納付した所得に対する国税及び地方税（例：法人税、法人住民税、法人事業税）の合計額（対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みます。）を居住地国等ごとに記載してください。 対象会計年度中に還付された国税及び地方税を収入金額に計上している場合には、その還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、「表３　追加情報」に、「還付された国税及び地方税は収入金額に計上し、納付税額には含まれていない（Tax refunds are reported in Revenues and not in Income Tax Paid (on Cash Basis).）。」を記載してください。 また、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。 なお、納付税額には、構成会社等が直接納付した税額（例：前期確定分、当期中間分）だけでなく、他の者が当該構成会社等への支払に係る所得税を源泉徴収して納付した税額を含みます。

改　　正　　後	改　　正　　前
(146　国別報告事項) 例えば、居住地国Ａの構成会社等である ａ 社が、Ｂ国の構成会社等である ｂ 社へ金銭等の貸付けを行い、ｂ 社が ａ 社に対する支払利息に係る所得税を源泉徴収してＢ国で納付した場合には、当該所得税の額は居住地国Ａの欄に記載します。	(146　国別報告事項) 例えば、居住地国Ａの構成会社等である ａ 社が、Ｂ国の構成会社等である ｂ 社へ金銭等の貸付けを行い、ｂ 社が ａ 社に対する支払利息に係る所得税を源泉徴収してＢ国で納付した場合には、当該所得税の額は居住地国Ａの欄に記載します。
⑽　発生税額 「発生税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度の帳簿上の所得に係る国税及び地方税の発生税額（例：当期中間分、未払の当期確定分）の合計額を居住地国等ごとに記載してください。発生税額には、対象会計年度に係る発生税額のみを記載し、繰延税金資産や繰延税金負債及び対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みません。また、対象会計年度に係る国税及び地方税の還付金を収入に計上している場合には、当該還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。 ※　他の構成会社等からの受取配当金の額は⑺の収入金額及び⑻の税引前当期利益（損失）の額に含まないことから、当該他の構成会社等からの受取配当金について源泉徴収された所得税の額は、⑼の納付税額及び⑽の発生税額には含みません。	⑽　発生税額 「発生税額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度の帳簿上の所得に係る国税及び地方税の発生税額（例：当期中間分、未払の当期確定分）の合計額を居住地国等ごとに記載してください。発生税額には、対象会計年度に係る発生税額のみを記載し、繰延税金資産や繰延税金負債及び対象会計年度以前の会計年度に係る追徴税額を含みません。また、対象会計年度に係る国税及び地方税の還付金を収入に計上している場合には、当該還付金を納付税額と相殺する必要はありませんが、還付金と納付税額を相殺して財務諸表等に計上している場合は、相殺後の納付税額を記載します。
⑾　資本金の額 「資本金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の資本金の額又は出資金の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。PE については、居住地国等の規制により資本要件が定められている場合には、PE に配賦される資本金の額又は出資金の額を PE の所在する国又は地域に記載し、居住地国等の規制により資本要件が定められていない場合には、PE が属する構成会社等の居住地国に記載してください。 なお、資本金の額又は出資金の額には資本剰余金の額は含めません。	⑾　資本金の額 「資本金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の資本金の額又は出資金の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。PE については、居住地国等の規制により資本要件が定められている場合には、PE に配賦される資本金の額又は出資金の額を PE の所在する国又は地域に記載し、居住地国等の規制により資本要件が定められていない場合には、PE が属する構成会社等の居住地国に記載してください。 なお、資本金の額又は出資金の額には資本剰余金の額は含めません。
⑿　利益剰余金の額 「利益剰余金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の利益剰余金の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 また、一の居住地国等に複数の構成会社等がある場合において、いずれかの構成会社等の利益剰余金の額がマイナスであるときには、「表３　追加情報」に「[居住地国名]の利益剰余金には、マイナスの利益剰余金を含む（Accumulated earnings include negative figures for jurisdiction [居住地国名].）。」を記載してください。	⑿　利益剰余金の額 「利益剰余金の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の対象会計年度末の利益剰余金の合計額を居住地国等ごとに記載してください。 また、一の居住地国等に複数の構成会社等がある場合において、いずれかの構成会社等の利益剰余金の額がマイナスであるときには、「表３　追加情報」に「[居住地国名]の利益剰余金には、マイナスの利益剰余金を含む（Accumulated earnings include negative figures for jurisdiction [居住地国名].）。」を記載してください。
⒀　従業員の数 「従業員の数」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等のフルタイムに相当する従業員総数を居住地国等ごとに記載してください。従業員の数については、対象会計年度末や対象会計年度平均の従業員数又はこれらに類する基準に基づき記載してください。また、構成会社等の通常の業務に従事する外部職員（独立請負人）も従業員数に含めることができます。居住地国等の間の従業員数の配分を著しく歪めない場合には、四捨五入した数若しくは概数又は有価証券報告書に記載している従業員数を基礎として計算した各居住地国等の従業員数を記載しても差し支えありません。ただし、従業員数の報告方法は毎期継続して使用してください。	⒀　従業員の数 「従業員の数」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等のフルタイムに相当する従業員総数を居住地国等ごとに記載してください。従業員の数については、対象会計年度末や対象会計年度平均の従業員数又はこれらに類する基準に基づき記載してください。また、構成会社等の通常の業務に従事する外部職員（独立請負人）も従業員数に含めることができます。居住地国等の間の従業員数の配分を著しく歪めない場合には、四捨五入した数若しくは概数又は有価証券報告書に記載している従業員数を基礎として計算した各居住地国等の従業員数を記載しても差し支えありません。ただし、従業員数の報告方法は毎期継続して使用してください。
⒁　有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額 「有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の有形資産の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。PE の資産については、PE の所在する国又は地域の「居住地国等」欄に含めて記載してください。この有形資産には、現金、現金同等物、無形資産及び金融資産（現金及び現金同等物を除く。）は含みません。 なお、例えば特定多国籍企業グループが連結財務諸表規則に従い、連結貸借対照表を作成する場合には、たな卸資産、有形固定資産（取得価額から減価償却累計額を差し引いた残額）及び投資不動産の合計額を記載します。	⒁　有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額 「有形資産（現金及び現金同等物を除く）の額」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の有形資産の額の合計額を居住地国等ごとに記載してください。PE の資産については、PE の所在する国又は地域の「居住地国等」欄に含めて記載してください。この有形資産には、現金、現金同等物、無形資産及び金融資産（現金及び現金同等物を除く。）は含みません。 なお、例えば特定多国籍企業グループが連結財務諸表規則に従い、連結貸借対照表を作成する場合には、たな卸資産、有形固定資産（取得価額から減価償却累計額を差し引いた残額）及び投資不動産の合計額を記載します。
表２　居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧 ⑴　居住地国等 「居住地国等」欄には、表１に記載した居住地国等の名称を記載してください。 ⑵　居住地国等に所在する構成会社等及び PE 「居住地国等に所在する構成会社等」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の名称を居住地国等ごとに記載してください。	表２　居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧 ⑴　居住地国等 「居住地国等」欄には、表１に記載した居住地国等の名称を記載してください。 ⑵　居住地国等に所在する構成会社等及び PE 「居住地国等に所在する構成会社等」欄には、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の名称を居住地国等ごとに記載してください。

改　　正　　後	改　　正　　前
(146　国別報告事項) PE については、PE が所在する国又は地域において当該 PE を通じて事業が行われる場合、当該 PE に関する情報を当該 PE が所在する国又は地域の「居住地国等」欄に記載します。 PE を通じて事業が行われるかどうかについては、表１⑴と同様に判定してください。 なお、PE の名称には、当該 PE を有する構成会社等の名称も記載してください（例：○○ Corp(P.E.)）。 ⑶　居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の居住地国等 「居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の居住地国等」欄には、構成会社等の本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と当該構成会社等の設立された国又は地域が異なる場合、当該設立された国又は地域を記載してください。 ⑷　主要な事業活動 「主要な事業活動」欄には、居住地国等ごとに、構成会社等が行う主要な事業活動の性質について、該当箇所（１つ以上）にチェックを入れてください。「その他」欄にチェックを入れた場合には、当該構成会社等の事業活動の性質を「表３　追加情報」に明示してください。 ※　規制金融サービスとは、例えば、銀行業、証券業をいいます。	(146　国別報告事項) PE については、PE が所在する国又は地域において当該 PE を通じて事業が行われる場合、当該 PE に関する情報を当該 PE が所在する国又は地域の「居住地国等」欄に記載します。 PE を通じて事業が行われるかどうかについては、表１⑴と同様に判定してください。 なお、PE の名称には、当該 PE を有する構成会社等の名称も記載してください（例：○○ Corp(P.E.)）。 ⑶　居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の居住地国等 「居住地国等が構成会社等の所在地と異なる場合の居住地国等」欄には、構成会社等の本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域と当該構成会社等の設立された国又は地域が異なる場合、当該設立された国又は地域を記載してください。 ⑷　主要な事業活動 「主要な事業活動」欄には、居住地国等ごとに、構成会社等が行う主要な事業活動の性質について、該当箇所（１つ以上）にチェックを入れてください。「その他」欄にチェックを入れた場合には、当該構成会社等の事業活動の性質を「表３　追加情報」に明示してください。 ※　規制金融サービスとは、例えば、銀行業、証券業をいいます。
表３　追加情報 表１及び表２の追加情報や説明等を英語で記載してください。 また、次に掲げる事項を英語で記載してください。 ⑴　国別報告事項を作成するに当たって使用した財務諸表等（例：Separate entity statutory financial statements） ⑵　使用する財務諸表等の種類が対象会計年度以前の会計年度と異なる場合には、その影響額、理由及び使用した財務諸表等 ⑶　特定の項目について、使用する財務諸表等の種類が他の居住地国等と異なる居住地国等がある場合には、その項目ごとの異なる理由及び使用した財務諸表等（例：[特定の項目] for [居住地国名] were obtained from internal management accounts.） ⑷　表１「⑼　納付税額」について、対象会計年度中に還付された国税及び地方税は収入金額に計上し、納付税額には含まれていない場合は次の説明 「Tax refunds are reported in Revenues and not in Income Tax Paid (on Cash Basis).」 ⑸　表１「⑿　利益剰余金の額」について、一の居住地国等に複数の構成会社等があり、そのうちいずれかの構成会社等の利益剰余金の額がマイナスである場合は次の説明「Accumulated earnings include negative figures for jurisdiction [居住地国名].」 ⑹　表２「⑷　主な事業活動」の「その他」欄にチェックを入れた場合の、構成会社等の事業活動の性質 ⑺　他の特定多国籍企業グループを買収した場合において、当該他の特定多国籍企業グループの最終親会計年度の開始の日から買収の日までの期間に係る国別報告事項がいずれの国又は地域の税務当局に対しても提供されないときは、次に掲げる事項 イ　特定多国籍企業グループが当該他の特定多国籍企業グループを買収したこと及び買収の日に関する説明（「Group [買収した多国籍企業グループの名称] acquired Group [買収された多国籍企業グループの名称] on [買収の日].」） ロ　当該他の特定多国籍企業グループの最終親会計年度の開始の日から買収の日までの期間に係る国別報告事項をいずれの国又は地域の税務当局に対しても提供を行っていないこと（「The Acquired Group did not file a CbC report in any jurisdiction for the　period [最終親会計年度の開始の日] to [買収の日].」） （その他の留意事項） 国別報告事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して CSV ファイル又は XML ファイルにより提供する必要があります。CSV ファイル又は XML ファイルには、表１、表２及び表３に掲げる情報に加え、構成会社等の納税者番号(TIN:Tax Identification Number。構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が法人番号（13 桁）を有しているときは当該法人番号）及びその所在地の情報が必要です。	表３　追加情報 表１及び表２の追加情報や説明等を英語で記載してください。 また、次に掲げる事項を英語で記載してください。 ⑴　国別報告事項を作成するに当たって使用した財務諸表等（例：Separate entity statutory financial statements） ⑵　使用する財務諸表等の種類が対象会計年度以前の会計年度と異なる場合には、その理由及び使用した財務諸表等 ⑶　表１「⑼　納付税額」について、対象会計年度中に還付された国税及び地方税は収入金額に計上し、納付税額には含まれていない場合は次の説明 「Tax refunds are reported in Revenues and not in Income Tax Paid (on Cash Basis).」 ⑷　表１「⑿　利益剰余金の額」について、一の居住地国等に複数の構成会社等があり、そのうちいずれかの構成会社等の利益剰余金の額がマイナスである場合は次の説明「Accumulated earnings include negative figures for jurisdiction [居住地国名].」 ⑸　表２「⑷　主な事業活動」の「その他」欄にチェックを入れた場合の、構成会社等の事業活動の性質 ⑹　他の特定多国籍企業グループを買収した場合において、当該他の特定多国籍企業グループの最終親会計年度の開始の日から買収の日までの期間に係る国別報告事項がいずれの国又は地域の税務当局に対しても提供されないときは、次に掲げる事項 イ　特定多国籍企業グループが当該他の特定多国籍企業グループを買収したこと及び買収の日に関する説明（「Group [買収した多国籍企業グループの名称] acquired Group [買収された多国籍企業グループの名称] on [買収の日].」） ロ　当該他の特定多国籍企業グループの最終親会計年度の開始の日から買収の日までの期間に係る国別報告事項をいずれの国又は地域の税務当局に対しても提供を行っていないこと（「The Acquired Group did not file a CbC report in any jurisdiction for the　period [最終親会計年度の開始の日] to [買収の日].」） （その他の留意事項） 国別報告事項は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）を使用して CSV ファイル又は XML ファイルにより提供する必要があります。CSV ファイル又は XML ファイルには、表１、表２及び表３に掲げる情報に加え、構成会社等の納税者番号（TIN：Tax Identification Number。構成会社等である内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が法人番号（13 桁）を有しているときは当該法人番号）及びその所在地の情報が必要です。

改　　正　　後

（268　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書

		※整理番号
令和　年　月　日 税務署長殿	住所又は所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□ 第198条第2項（給与等関係）
□ 第203条第4項（退職手当等関係）　に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
□ 第203条の6第6項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1　送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2　光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 （注）「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の1又は2の措置を講じています（講ずる予定です）。 1　給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2　給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ＩＤ）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること （注）1「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2　講じている（講ずる予定の）措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号（ＩＤ）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
その他参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

01.12改正

改正前

（268　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書

		※整理番号
令和　年　月　日 税務署長殿	住所又は所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□ 第198条第2項（給与等関係）
□ 第203条第4項（退職手当等関係）　に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
□ 第203条の5第5項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1　送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2　光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 （注）「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の1又は2の措置を講じています（講ずる予定です）。 1　給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2　給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ＩＤ）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること （注）1「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2　講じている（講ずる予定の）措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号（ＩＤ）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
その他参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

01.06改正

改　　正　　後

（268　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等

1　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について

(1)　源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。

（注）　この特例の対象となる申告書は、次のものです。

①　所得税法第198条第２項の規定によるもの

- 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194）
- 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195）
- 給与所得者の配偶者控除等申告書（所法195の２）
- 給与所得者の基礎控除申告書（所法195の３）
- 給与所得者の保険料控除申告書（所法196）
- 所得金額調整控除申告書（措法41の３の４）

②　所得税法第203条第４項の規定によるもの

- 退職所得の受給に関する申告書（所法203）

③　所得税法第203条の６第６項の規定によるもの

- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の６）

(2)　具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

(3)　この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

◎注意

１　源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。

①　給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置

②　給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置

③　申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

２　給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。

2　各欄の記載方法

(1)　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

（注）この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。

(2)　本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。

(3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（268　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等

1　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について

(1)　源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。

（注）　この特例の対象となる申告書は、次のものです。

①　所得税法第198条第２項の規定によるもの

- 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194）
- 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195）
- 給与所得者の配偶者控除等申告書（所法195の２）
- 給与所得者の保険料控除申告書（所法196）

②　所得税法第203条第４項の規定によるもの

- 退職所得の受給に関する申告書（所法203）

③　所得税法第203条の５第５項の規定によるもの

- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の５）

(2)　具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。

（注）　この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。

(3)　この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。

◎注意

１　源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。

①　給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置

②　給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置

③　申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

２　給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。

2　各欄の記載方法

(1)　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

（注）この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。

(2)　本文には、承認を受けようとする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。

(3)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(4)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（269　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署受付印	※整理番号	
令和　年　月　日 税務署長殿	住所又は所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□ 第198条第２項（給与等関係）
□ 第203条第４項（退職手当等関係）
□ 第203条の６第６項（公的年金等関係）　の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日	年　月　日（承認申請書の提出年月日　年　月　日）
参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（注意事項）

１　この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第198条第２項、第203条第４項又は第203条の６第６項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。

２　この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

（届出書の書き方）

１　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

　ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

２　本文には、届出の対象とする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。

３　「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。

４　「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。

５　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

６　「※」欄は、記載しないでください。

７　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（規格Ａ４）

01.12 改正

改　　正　　前

（269　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書）

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

税務署受付印	※整理番号	
令和　年　月　日 税務署長殿	住所又は所在地	〒 電話　－　－
	（フリガナ） 氏名又は名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞

所得税法　□ 第198条第２項（給与等関係）
□ 第203条第４項（退職手当等関係）
□ 第203条の５第５項（公的年金等関係）　の規定の適用を受けることを取りやめたいので

この旨届け出ます。

承認年月日	年　月　日（承認申請書の提出年月日　年　月　日）
参考事項	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

（注意事項）

１　この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者（所得税法第198条第２項、第203条第４項又は第203条の５第５項）が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。

２　この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

（届出書の書き方）

１　「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

　ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。

２　本文には、届出の対象とする特例の該当条文に、それぞれ「レ」印を付してください。

３　「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。

４　「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。

５　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

６　「※」欄は、記載しないでください。

７　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

　法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（規格Ａ４）

01.06 改正

改　　正　　後

（270　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書）

住　所 または 所在地	
氏　名 または 名　称	殿
問い合わせ番号：	

第　　号

令和　　年　　月　　日

財務事務官

税務署長　　㊞

源泉徴収に関する申告書に記載すべき

事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成・令和　　年　　月　　日に提出された所得税法　□　第 198 条第２項
□　第 203 条第４項　に規定する
□　第 203 条の６第６項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

（規格Ａ４）

01.12 改正

改　　正　　前

（270　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書）

住　所 または 所在地	
氏　名 または 名　称	殿
問い合わせ番号：	

第　　号

令和　　年　　月　　日

財務事務官

税務署長　　㊞

源泉徴収に関する申告書に記載すべき

事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成・令和　　年　　月　　日に提出された所得税法　□　第 198 条第２項
□　第 203 条第４項　に規定する
□　第 203 条の５第５項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

（規格Ａ４）

01.06 改正

改　　正　　後

（271　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書）

住　所 又　は 所在地	
氏　名 又　は 名　称	殿
問い合わせ番号：	

第　　号

年　　月　　日

財務事務官

税務署長　　㊞

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年　　月　　日に提出された所得税法
□　第 198 条第２項
□　第 203 条第４項　　に規定する源泉徴収
□　第 203 条の６第６項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しないことを決定しましたから通知します。

（処分の理由）

改　　正　　前

（271　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書）

住　所 又　は 所在地	
氏　名 又　は 名　称	殿
問い合わせ番号：	

第　　号

年　　月　　日

財務事務官

税務署長　　㊞

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供の承認申請を承認しないことの決定通知書

年　　月　　日に提出された所得税法
□　第 198 条第２項
□　第 203 条第４項　　に規定する源泉徴収
□　第 203 条の５第５項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、以下の理由により承認しないことを決定しましたから通知します。

（処分の理由）

改　　正　　後

（272　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書）

住　所 又　は 所在地	
氏　名 又　は 名　称	殿
問い合わせ番号：	

第　　号

年　　月　　日

財務事務官

税務署長　　㊞

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の

電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年　　月　　日に提出された所得税法　□　第 198 条第２項
□　第 203 条第４項　に規定する源泉徴収
□　第 203 条の６第６項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

（処分の理由）

□　電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと

□　電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと

□　電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと

□　その他（　　）

改　　正　　前

（272　源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認の取消通知書）

住　所 又　は 所在地	
氏　名 又　は 名　称	殿
問い合わせ番号：	

第　　号

年　　月　　日

財務事務官

税務署長　　㊞

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の

電磁的方法による提供の承認の取消通知書

年　　月　　日に提出された所得税法　□　第 198 条第２項
□　第 203 条第４項　に規定する源泉徴収
□　第 203 条の５第５項

に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認については、以下の理由によりその承認を取り消しましたから通知します。

（処分の理由）

□　電磁的方法による提供を適正に行うことができる措置を講じていないこと

□　電磁的方法による提供をした者を特定するための必要な措置を講じていないこと

□　電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていないこと

□　その他（　　）

改　　正　　後

(347-02_特典条項に関する付表（クロアチア共和国））（１頁目）

様式 17－クロアチア共和国
Form 17-The Republic of Croatia

特 典 条 項 に 関 す る 付 表（クロアチア共和国）

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS (ENTITLEMENT TO BENEFITS) ARTICLE (the Republic of Croatia)
記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1　適用を受ける租税協定の特典条項に関する事項；
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Agreement
日本国とクロアチア共和国との間の租税協定第 10 条第４項
The Income Tax Agreement between Japan and the Republic of Croatia, paragraph 4 of Article 10

2　この付表に記載される者の名称；
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください（注５）。 Please Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note5)

3　租税協定の特典条項の要件に関する事項；
A、Bの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。Aの項目に「該当」する場合には、Bの項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。（注６）
In the order of sections A and B, check the applicable box in each line as "Yes" or "No". If you check the "Yes" in section A, you need not fill in section B . Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached. (Note6)

A

公開会社（注７） Publicly Traded Company (Note7)　　□該当 Yes , □非該当 No

公認の有価証券市場の名称 Recognised Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

Aに該当しない場合は、Bに進んでください。If A does not apply, proceed to B.

B

公開会社以外の法人　　□該当 Yes , □非該当 No
A company other than Publicly Traded Company
（公開会社以外の法人の場合、株式の 50%以上が、クロアチア共和国の居住者である者であって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する一又は二以上のものによって、直接又は間接に所有されている法人に限ります（注８）。）
⑴　Aに該当する法人
⑵　個人
⑶　クロアチア共和国、クロアチア共和国の地方政府若しくは地方公共団体、クロアチア共和国の中央銀行又はクロアチア共和国若しくはクロアチア共和国の地方政府若しくは地方公共団体の機関
（"A company other than Publicly Traded Company" is limited to a person that is a resident of the Republic of Croatia and is owned by a person or persons who apply any one of (1) through (3) below, directly or indirectly, at least 50% of the shares of the company. (Note8))
(1) A company which falls under **A**
(2) An Individual
(3) The Republic of Croatia, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of the Republic of Croatia, or an agency or instrumentality of the Republic of Croatia or political subdivision or local authority.

年　月　日現在の株主の状況 State of Shareholders as of (date)　/　/

株主の氏名又は名称 Name of Shareholder(s)	株主の居住地国における納税地 Place where Shareholder(s) is taxable in Country of residence	Bの番号 Number in B	間接保有 Indirect Ownership	株主の持分 Number of Shares owned
			□	
			□	
			□	
			□	
			□	
	合　　計 Total（持分割合　Ratio（%）of Shares owned）			（　%）

C　国税庁長官の認定（注９）；
Determination by the NTA Commissioner (Note9)
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税協定の特典を受けることができます。なお、上記A又はBのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
If you have received authorization from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the authorization. The Agreement benefits will be granted within the range of the authorization. If any of the above mentioned Lines A or B are applicable, then authorization from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日　年　月　日 Date of authorization　/　/

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the authorization was received _____

改　　正　　前

(347-02_特典条項に関する付表（クロアチア共和国））

（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
(347-02_特典条項に関する付表（クロアチア共和国））（２頁目）	(347-02_特典条項に関する付表（クロアチア共和国））
様式 17－クロアチア共和国 Form 17-The Republic of Croatia 「特典条項に関する付表」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS（ENTITLEMENT TO BENEFITS）ARTICLE”	（新　設）

注　意　事　項

付表の提出について

１　この付表は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に関する省令第９条の２第２項第１号に掲げる租税条約の規定（この付表において「特典条項」といいます。）に掲げる基準を満たす者が、租税条約の特典を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します（一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の２、３及び４を参照してください。）（以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。）。

２　特典条項の適用を受けようとするクロアチア共和国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
　付表の「３」のＡに該当する場合：３年
　付表の「３」のＢ又はＣのいずれかに該当する場合：１年

３　租税協定の適用を受けようとする所得が特定利子配当等（上場株式の配当等）である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

４　特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

５　所得の支払者に居住者証明書（提示の日前１年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、特典条項条約届出書に記載した名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。（「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）（様式 15）」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。）
　この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から５年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

６　付表の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
　日本国とクロアチア共和国との間の租税協定（以下「日・クロアチア租税協定」といいます。）の適用を受ける者が「３」のＡ～Ｃのいずれかに該当する場合には、その適用を受けることができます（なお、Ｃに該当する場合には認定の対象となった所得についてのみ、日・クロアチア租税協定の適用を受けることができます。また、日・クロアチア租税協定の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。）。

７　公開会社とは、その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日・クロアチア租税協定の場合、公認の有価証券市場とは、①いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場又は②両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場をいいます。

８　「３」の「Ｂ」の要件は、租税協定の特典が与えられる時及びその時を含む12か月の期間の総日数の半数以上の日においてその要件を満たしているかどうかにより、判定します。
　なお、「　年　月　日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について記載してください。
　また、株主による保有が間接保有である場合には、株式を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

９　「３」の「Ｃ」の「国税庁長官の認定」とは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令第１条第１号による認定をいいます。

この付表に記載された事項その他租税協定の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the Attachment Form

1　This attachment form is to be submitted as an attachment to an Application Form for Income Tax Convention when a person who qualifies for the requirements pursuant to the provisions of the Income Tax Convention as prescribed in Article 9-2, paragraph 2, item 1 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions (referred to as “LOB convention” in this attachment form), applies for the obtaining of benefits under the Income Tax Convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention”.)

2　If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
　If A in Section 3 applies: 3 years
　If any of B or C in Section 3 applies: 1 year

3　If the income for which an application of Agreement is sought is a specified interest/dividends（dividends of listed shares）, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already received, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4　If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone with the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5　In the case that recipient of the income presents his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the presentation) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be appended to this attachment form).
　In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter the following information into the column “Others” of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., ‘I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been presented residency certification by the recipient’.); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is presented; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. Located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6　Applicable boxes must be checked.
　If any of A through C in 3 applies, the benefits of the Japan－Croatia Income Tax Agreement will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which the authorization was given. Note that any other requirements in the respective article of the Japan－Croatia Income Tax Agreement must be satisfied.)

7　A “Publicly Traded Company” means a company whose principal class of shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges. In the case of the Japan－Croatia Income Tax Agreement, “Recognised Stock Exchange” means ① any stock exchange established and regulated as such under the laws of either Contracting State; and ② any other stock exchange agreed upon by the competent authorities of the Contracting States.

8　The condition stated in B of 3 is tested by whether such condition is satisfied or not on the time when the benefits of this Agreement were accorded and on at least half of the days of a 12 month period that includes that time.
　In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date during in the above mentioned test period.
　In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

9　“Determination by the NTA Commissioner”in C of 3 means a determination by Article 1, item 1 of the Ministerial Ordinance for Determination under the Convention pursuant to the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act regarding the Application of Conventions.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Agreement should be granted.

改　　正　　後

（369　簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書）

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

税務署受付印

① 令和　年　月　日 国税庁長官殿	② 申請者	主たる事務所の所在地	〒
		納税地	〒
		（フリガナ） 名称	㊞
		法人番号	
		（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

所得税法施行令第319条の９第１項の規定により所得税法第203条の６第２項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

③ 所得税法第203条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 （受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。）				
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況				
⑤ 申請日の属する年の前年以前３年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額
	・　・	人	円	円
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数			人	
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の７の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数			人	

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	通信日付印	確認印	番号確認
	・　・		

01.12改正

改　　正　　前

（369　簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書）

簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書

税務署受付印

① 令和　年　月　日 国税庁長官殿	② 申請者	主たる事務所の所在地	〒
		納税地	〒
		（フリガナ） 名称	㊞
		法人番号	
		（フリガナ） 代表者の氏名	㊞

所得税法施行令第319条の10第１項の規定により所得税法第203条の５第２項に規定する申告書の提出について承認を受けたいので、この旨申請します。

③ 所得税法第203条の５第２項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由 （受理しようとするその申告書の書式及びその記載要領を添付してください。）				
④ 申請日の属する年に受理した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された事項の記録の方法及びその内容並びにその記録に関する書類の保存状況				
⑤ 申請日の属する年の前年以前３年間の公的年金等の支払金額等の状況	支払年月日	受給者数	支払金額	源泉徴収税額
	・　・	人	円	円
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
	・　・			
⑥ 申請日における公的年金等の受給者数			人	
⑦ ⑥の受給者のうち所得税法第203条の６の規定により公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しないこととされる者の数			人	

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	通信日付印	確認印	番号確認
	・　・		

01.06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（369　簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書）	（369　簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請書）
簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の 提出の特例に関する承認申請書の記載要領	**簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の 提出の特例に関する承認申請書の記載要領**
1　提出先等 この申請書は、所得税法第 203 条の６第１項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」といいます。）に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官あて３部（正本１部、副本２部）提出してください。 なお、申請者がその納税地を２か所以上有している場合には、この申請書はその支払事務を取り扱う公的年金等の受給者数の最も多い事務所等に係る納税地（ただし、申請者が主たる事務所の所在地の所轄税務署の管轄区域内に公的年金等に係る納税地を有している場合には、その納税地とします。）の所轄税務署長を経由して提出してください。	1　提出先等 この申請書は、所得税法第 203 条の５第１項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」といいます。）に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官あて３部（正本１部、副本２部）提出してください。 なお、申請者がその納税地を２か所以上有している場合には、この申請書はその支払事務を取り扱う公的年金等の受給者数の最も多い事務所等に係る納税地（ただし、申請者が主たる事務所の所在地の所轄税務署の管轄区域内に公的年金等に係る納税地を有している場合には、その納税地とします。）の所轄税務署長を経由して提出してください。
2　提出期限 この申請書は、所得税法第 203 条の６第２項に規定する申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年 10 月 31 日までに提出してください。	2　提出期限 この申請書は、所得税法第 203 条の５第２項に規定する申告書を最初に受理しようとする日の属する年の前年 10 月 31 日までに提出してください。
3　申請書の書き方 (1)　「納税地」欄には、公的年金等に係る源泉所得税の納税地を記載してください。 なお、その納税地を２か所以上有している場合には、この申請書を提出する際に経由する税務署管内の納税地を記載し、それ以外の納税地については、適宜の用紙にその納税地及びその事務所等の名称を記載しそれを申請書に添付してください。 (2)　「③」欄には、所得税法第 203 条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（例えば、受給者に対する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付及び受理のための事務手続並びにこれに要する事務量等）を記載してください。 (3)　「④」欄には、申請日の属する年に受理した「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の保管方法及びこの申請が承認された後において予定している当該申告書（その承認された後において受理する「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を含みます。）の保管方法を記載してください。 (4)　「⑤」欄には、申請者が公的年金等に係る源泉所得税の納税地を２か所以上有している場合には、その納税地ごとに公的年金等（所得税が非課税とされる障害共済年金、遺族共済年金等を除きます。）の支払状況を記載してください。 (5)　「※」欄は、記載しないでください。	3　申請書の書き方 (1)　「納税地」欄には、公的年金等に係る源泉所得税の納税地を記載してください。 なお、その納税地を２か所以上有している場合には、この申請書を提出する際に経由する税務署管内の納税地を記載し、それ以外の納税地については、適宜の用紙にその納税地及びその事務所等の名称を記載しそれを申請書に添付してください。 (2)　「③」欄には、所得税法第 203 条の５第２項に規定する国税庁長官の承認を受けようとする事由（例えば、受給者に対する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付及び受理のための事務手続並びにこれに要する事務量等）を記載してください。 (3)　「④」欄には、申請日の属する年に受理した「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の保管方法及びこの申請が承認された後において予定している当該申告書（その承認された後において受理する「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を含みます。）の保管方法を記載してください。 (4)　「⑤」欄には、申請者が公的年金等に係る源泉所得税の納税地を２か所以上有している場合には、その納税地ごとに公的年金等（所得税が非課税とされる障害共済年金、遺族共済年金等を除きます。）の支払状況を記載してください。 (5)　「※」欄は、記載しないでください。

改　　正　　後	改　　正　　前
（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）	（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

金融機関の営業所等の（異動）届出書の記載要領

この届出書は、金融機関の営業所等が所得税法施行令第 50 条又は租税特別措置法施行令第２条の４第５項の規定による届出書を提出する場合に使用し、各欄の記入は、次による。

１　「新設・変更等年月日」欄

届出の事由別に次の年月日を記入する。

届出の事由	記入すべき年月日
新設	最初に非課税貯蓄申告書及び特別非課税貯蓄申告書を受理することと見込まれる日を記入する。
変更又は廃止	営業所等の名称、所在地等の異動が生じることとなる年月日又は営業所の廃止若しくは預貯金等の受入れの業務を廃止することとなる年月日を記入する。「10　記載例」参照。

２　「届出の事由」欄

届出の事由別に該当する番号を記入する。

届出の事由	番号	参考
新設	1	この届出書を最初に提出するときに記入する。
変更	4	この届出書を提出した後、名称、所在地又は電話番号を変更するときに記入する。
廃止	5	この届出書を提出した後、営業所等の廃止又は預貯金等の受入れの業務を廃止することとなったときに記入する。

３　「営業所番号」欄

金融機関等の種類に応じ、次により記入する。

金融機関等の種類	営業所番号
Ａ都市銀行　Ｂ地方銀行 Ｃ信託銀行　Ｇ信用金庫 Ｈ商工中金等　Ｊ労働金庫 Ｋ農林中金	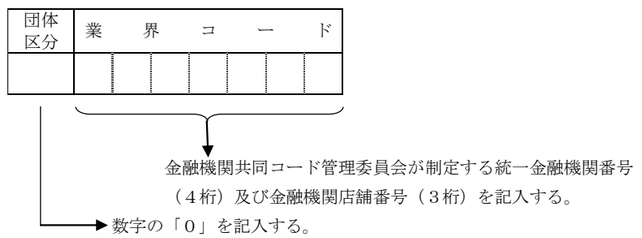
Ｎ証券会社　Ｏ外国証券	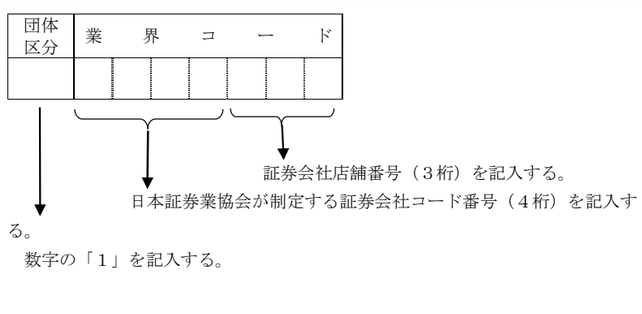

改　　正　　後

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

Q郵便局等	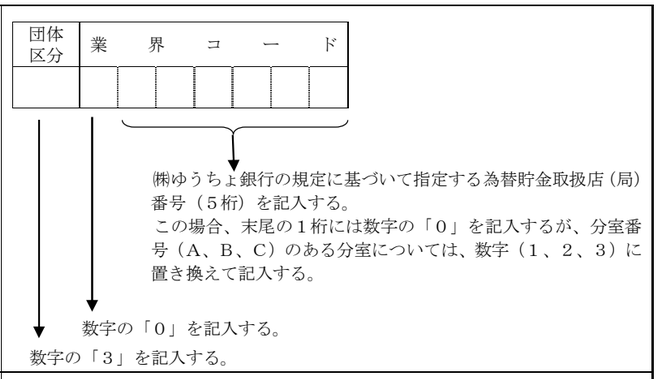
R生命保険 （生命保険会社）	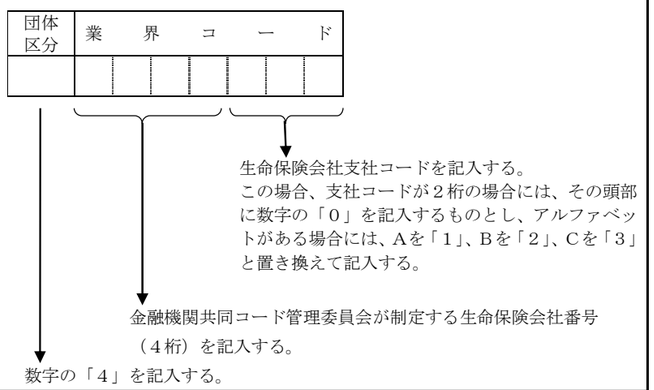
S損保会社 （損害保険会社）	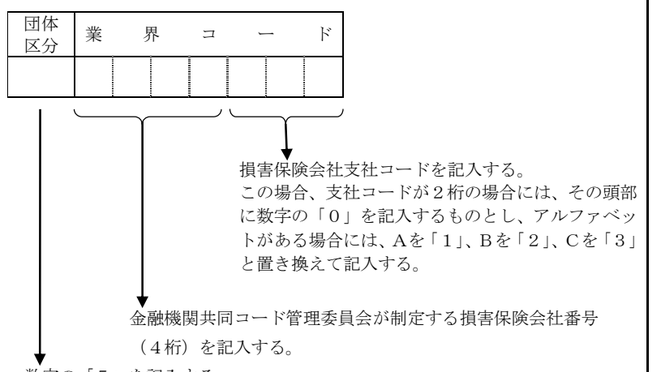
E外国銀行　　I信用組合 L農協等　　M漁協等	全国銀行データ通信システムに加入している場合には、A都市銀行に準じて記入する。 全国銀行データ通信システムに加入していない場合で、既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。
Pその他	既に営業所番号が付番されているときは当該番号を記入し、営業所番号が付番されていないときは記入を要しない。

改　　正　　前

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

（同左）

改　　正　　後

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

4　「名称」欄

①　振り仮名は、片仮名で記入し、濁点及び半濁点は、１字に数えて記入する。

②　法人の種類を示す部分は、（　）で囲む。

（例）

（	カ	フ	ﾞ	シ	キ	カ	ﾞ	イ	シ	ャ	）	サ	ﾞ	イ	ム	キ	ﾞ	ン	コ
ウ																			

（	株	式	会	社	）	財	務	銀	行

③　金融機関等の名称と営業所の名称の間は１字あける。

（例）

（	カ	フ	ﾞ	シ	キ	カ	ﾞ	イ	シ	ャ	）	サ	ﾞ	イ	ム	キ	ﾞ	ン	コ
ウ		カ	ス	ミ	カ	ﾞ	セ	キ	シ	テ	ン								

（	株	式	会	社	）	財	務	銀	行
	霞	が	関	支	店				

5　「所在地」欄

①　振り仮名は、片仮名で記入し、濁点及び半濁点は、１字に数えて記入する。

②　都、道、府、県、郡、市、区、町、村については、それぞれ１字あけて分かち書きする。この場合、次の３つに区分し、各区分の末尾には「※」表示を付する。

第１区分……都道府県郡市区まで

第２区分……町村丁目番地まで

第３区分……肩書その他

（例）

ト	ウ	キ	ョ	ウ	ト		チ	ヨ	タ	ﾞ	ク	※	カ	ス	ミ	カ	ﾞ	セ	キ
３	―	１	―	１	※	サ	ﾞ	イ	ム	シ	ョ	ウ	ヒ	ﾞ	ル	※			

東	京	都		千	代	田	区		霞
が	関	３	―	１	―	１		財	務
省	ビ	ル							

6　「電話番号」欄

市外局番から順次記入し、市外局番と市内局番の間及び市内局番と加入者番号の間には、ハイフン（－印）を記入する。

7　「金融機関等の種類」欄

金融機関等の種類に該当するアルファベットを記入する。

（注）　水産加工業協同組合は、「漁協等」に含む。

8　「本店の表示」欄

金融機関等の営業所が本店の内部に設置されている金融機関の営業所等に該当する場合のみ「１」と記入する。

9　「合併等により営業所等の承継がある場合の営業所番号」欄

営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは合併等による金融機関の営業所等の廃止により、非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等又は購入した公債のうち、所得税法第 10 条第１項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）又は租税特別措置法第４条第１項（障害者等の少額公債の利子の非課税）の

改　　正　　前

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

（同左）

改　　正　　後

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を「３　営業所番号」欄に準じて記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

10　記載例

(1)　新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に移管された場合

イ　事例

合併等年月日　令和元年６月１日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
Ａ営業所	１１１	Ｃ営業所	１１３
Ｂ営業所	１１２		

ロ　届出書の記載要領等

Ａ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変更年月日	合併年月日の前日（令和元年５月31日）を記入する。
届出の事由	「５」（廃止）を記入する。
営業所番号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｃ営業所の「１１３」）を記入する。

Ｂ営業所

Ａ営業所に準じて記入する。

Ｃ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変更年月日	合併年月日（令和元年６月１日）を記入する。
届出の事由	「１」（新設）を記入する。
営業所番号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｃ営業所の「１１３」）を記入する。
名称 所在地 郵便番号 電話番号 金融機関等の種類 本店の表示	全て記入する。

改　　正　　前

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

規定の適用を受けるものの事務の全部が、その営業若しくは事業の譲渡を受けた金融機関等若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等の営業所等又は同一金融機関の他の営業所等に移管される場合に、当該廃止される営業所等がこの届出書を提出する場合に、当該移管先の営業所等の営業所番号を「３　営業所番号」欄に準じて記入する。

なお、当該移管先の営業所等が複数ある場合には、記入を要しない。

10　記載例

(1)　新設合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が新たに設立された金融機関の営業所等に移管された場合

イ　事例

合併等年月日　平成18年５月１日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
Ａ営業所	１１１	Ｃ営業所	１１３
Ｂ営業所	１１２		

ロ　届出書の記載要領等

Ａ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変更年月日	合併年月日の前日（平成18年４月30日）を記入する。
届出の事由	「５」（廃止）を記入する。
営業所番号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｃ営業所の「１１３」）を記入する。

Ｂ営業所

Ａ営業所に準じて記入する。

Ｃ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変更年月日	合併年月日（平成18年５月１日）を記入する。
届出の事由	「１」（新設）を記入する。
営業所番号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｃ営業所の「１１３」）を記入する。
名称 所在地 郵便番号 電話番号 金融機関等の種類 本店の表示	全て記入する。

改　　正　　後

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

(2)　吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場合

イ　事例

合併等年月日　令和元年６月１日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
Ａ営業所	１１１	Ａ営業所	１１１
Ｂ営業所	１１２		

ロ　届出書の記載要領等

Ａ営業所

届出書の提出は要しない。

Ｂ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変　更　年　月　日	合併年月日の前日（令和元年５月31日）を記入する。
届　出　の　事　由	「５」（廃止）を記入する。
営　業　所　番　号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｂ営業所の「１１２」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。

改　　正　　前

（375　金融機関の営業所等の（異動）届出書）

(2)　吸収合併等の場合

合併等により金融機関の営業所等が廃止され、当該営業所等の営業等が他の営業所等に移管される場合

イ　事例

合併等年月日　平成18年５月１日

合併前		合併後	
営業所名	営業所番号	営業所名	営業所番号
Ａ営業所	１１１	Ａ営業所	１１１
Ｂ営業所	１１２		

ロ　届出書の記載要領等

Ａ営業所

届出書の提出は要しない。

Ｂ営業所

次による。

項　　目	記　　入　　要　　領　　等
変　更　年　月　日	合併年月日の前日（平成18年４月30日）を記入する。
届　出　の　事　由	「５」（廃止）を記入する。
営　業　所　番　号	届出書を提出する金融機関の営業所等の営業所番号 （Ｂ営業所の「１１２」）を記入する。
承継店営業所番号	営業等の移管先である金融機関の営業所等の営業所番号 （Ａ営業所の「１１１」）を記入する。

改　　正　　後

（393　非課税適用確認書（H30 年勘定設定期間用））

非課税適用確認書

1　使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第１号に定める書類を交付する際に使用する。

（注）この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成 30 年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの期間又は平成 30 年１月１日から令和 19 年 12 月 31 日までの期間である場合に使用する。

2　出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に平成 30 勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3　出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

4　出力順序

⑴　⑵に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
③　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
④　勘定設定期間
⑤　金融商品取引業者等の営業所の名称
⑤　金融商品取引業者等の営業所の所在地
⑦　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
⑧　申請者のフリガナ
⑨　投資者整理番号

⑵　同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　金融商品取引業者等の営業所の名称
③　金融商品取引業者等の営業所の所在地
④　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
⑤　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
⑥　勘定設定期間
⑦　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
⑧　申請者のフリガナ
⑨　投資者整理番号

5　出力要領

項　　目	内　　容
確　認　書　番　号	（ＹＹＭＭＤＤ－ＮＮＮＮＮ－Ｆ－ＺＺＺＺＺＺＺ） ＹＹＭＭＤＤ　：非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下２桁） ＮＮＮＮＮ　：局署番号 Ｆ　：種別（１：センターに出力する確認書） （４：署に出力する確認書（無作為抽出結果）） ＺＺＺＺＺＺＺ：通番（上記の中での通番）

改　　正　　前

（393　非課税適用確認書（H30 年勘定設定期間用））

非課税適用確認書

1　使用目的

「非課税適用確認書」は、非課税適用確認書の交付申請書を提出した申請者に対し、当該申請書を提出した金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第１号に定める書類を交付する際に使用する。

（注）この「非課税適用確認書」は、提出された非課税適用確認書の交付申請書に係る勘定設定期間が平成 30 年１月１日から平成 35 年 12 月 31 日までの期間又は平成 30 年１月１日から平成 49 年 12 月 31 日までの期間である場合に使用する。

2　出力対象

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理を行った結果、事前に平成 30 勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請がない場合に出力される。

3　出力時期

「非課税適用確認書」は、名寄せ処理後に「帳票出力」処理を行った日の翌稼動日以降出力が可能となる。

4　出力順序

⑴　⑵に定める非課税適用確認書以外の非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
③　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
④　勘定設定期間
⑤　金融商品取引業者等の営業所の名称
⑤　金融商品取引業者等の営業所の所在地
⑦　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
⑧　申請者のフリガナ
⑨　投資者整理番号

⑵　同時の重複申請に係る非課税適用確認書

以下の申請事項に記録された項目の順で出力する。

①　金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号（局署番号）
②　金融商品取引業者等の営業所の名称
③　金融商品取引業者等の営業所の所在地
④　送付先の名称（送付先の名称の記録がない場合には営業所の名称）
⑤　送付先の所在地（送付先の所在地の記録がない場合には営業所の所在地）
⑥　勘定設定期間
⑦　金融商品取引業者等の営業所使用欄（金融商品取引業者等の営業所使用欄の記録がない申請事項に係る非課税適用確認書は、当該記録がある申請事項に係る非課税適用確認書の後に出力される。）
⑧　申請者のフリガナ
⑨　投資者整理番号

5　出力要領

項　　目	内　　容
確　認　書　番　号	（ＹＹＭＭＤＤ－ＮＮＮＮＮ－Ｆ－ＺＺＺＺＺＺＺ） ＹＹＭＭＤＤ　：非課税適用確認書の作成年月日（年は西暦下２桁） ＮＮＮＮＮ　：局署番号 Ｆ　：種別（１：センターに出力する確認書） （４：署に出力する確認書（無作為抽出結果）） ＺＺＺＺＺＺＺ：通番（上記の中での通番）

改　　正　　後	改　　正　　前
（393　非課税適用確認書（H30 年勘定設定期間用））	（393　非課税適用確認書（H30 年勘定設定期間用））

申請者のフリガナ	申請者のフリガナを印字する。
申請者の氏名	申請者の氏名を印字する。
申請者の生年月日	申請者の生年月日を印字する。
勘定設定期間	勘定設定期間を印字する。
整理番号	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置専用の整理番号を印字する。
参考事項	金融商品取引業者等から提供された申請事項のうち、営業所使用欄に記録された内容を印字する。
年月日	非課税適用確認書を作成した年月日を印字する。
税務署名	非課税適用確認書を交付する税務署の名称を印字する。
税務署長名	非課税適用確認書の作成時点における税務署長名を印字する。
官印	税務署長印を印字する。

（同左）

改　　正　　後

（406　法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分））

納税地	
法人名	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日
税務署長
財務事務官
㊞

法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　事業年度分（　　）の法人税について下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額等の特別控除額		3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
留保	課税留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		12		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		13		
控除所得税額等		14		
差引所得に対する法人税額		15		
還付所得税額等		16		
欠損繰戻し	還付金額	17		
	減少する還付加算金	18		
差引合計税額		19		
既に納付の確定した本税額		20		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		21		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		24		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　　正　　前

（406　法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分））

納税地	
法人名	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日
税務署長
財務事務官
㊞

法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　事業年度分（　　）の法人税について下記のとおり法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額等の特別控除額		3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
留保	課税留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象法人税額等相当額の控除額		12		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		13		
控除所得税額等		14		
差引所得に対する法人税額		15		
還付所得税額等		16		
欠損繰戻し	還付金額	17		
	減少する還付加算金	18		
差引合計税額		19		
既に納付の確定した本税額		20		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		21		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		24		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　　正　　後

（407　連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分））

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第　　号
年　　月　　日
税務署長
財務事務官
㊞

連結所得に対する法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日
連結事業年度分（　　）の法人税について下記のとおり連結所得に対する法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額の特別控除額		3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
連結留保	課税連結留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額		12		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		13		
控除所得税額等		14		
差引連結所得に対する法人税額		15		
還付所得税額等		16		
連結欠損繰戻し	還付金額	17		
	減少する還付加算金	18		
差引合計税額		19		
既に納付の確定した本税額		20		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		21		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す連結欠損金		24		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　　正　　前

（407　連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分））

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第　　号
年　　月　　日
税務署長
財務事務官
㊞

連結所得に対する法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日
連結事業年度分（　　）の法人税について下記のとおり連結所得に対する法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額		1	円	円
法人税額		2		
法人税額の特別控除額		3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		
	同上に対する税額	6		
連結留保	課税連結留保金額	7		
	同上に対する税額	8		
使途秘匿金	使途秘匿金額	9		
	同上に対する税額	10		
法人税額計		11		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象法人税額等相当額の控除額		12		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		13		
控除所得税額等		14		
差引連結所得に対する法人税額		15		
還付所得税額等		16		
連結欠損繰戻し	還付金額	17		
	減少する還付加算金	18		
差引合計税額		19		
既に納付の確定した本税額		20		
差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額		21		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付法人税額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す連結欠損金		24		

この通知により納付すべき又は減少(－印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　正　後

（408　地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分））

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			7		
外国税額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
差引地方法人税額			10		
欠損繰戻し	還付金額		11		
	減少する還付加算金		12		
差引合計地方法人税額			13		
既に納付の確定した地方法人税額			14		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			15		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		16		
	繰越控除される地方法人税額		17		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　正　前

（408　地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分））

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　年　月　日
至　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1に係る地方法人税額			4		
2に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象法人税額等相当額の控除額			7		
外国税額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
差引地方法人税額			10		
欠損繰戻し	還付金額		11		
	減少する還付加算金		12		
差引合計地方法人税額			13		
既に納付の確定した地方法人税額			14		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			15		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		16		
	繰越控除される地方法人税額		17		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　　正　　後

（408　地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分））

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1 に係る地方法人税額			4		
2 に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額			7		
外国税額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
差引地方法人税額			10		
欠損繰戻し	還付金額		11		
	減少する還付加算金		12		
差引合計地方法人税額			13		
既に納付の確定した地方法人税額			14		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			15		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		16		
	繰越控除される地方法人税額		17		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

改　　正　　前

（408　地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了課税事業年度分））

納　税　地	
法 人 名 等	
代表者又は清算人氏名	殿

第　　号
年　　月　　日

税務署長
財務事務官
㊞

地方法人税額等の　　通知書及び加算税の賦課決定通知書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日　課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の　　及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区分				申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円	円
		課税留保金額に対する法人税額	2		
	課税標準法人税額		3		
1 に係る地方法人税額			4		
2 に係る地方法人税額			5		
所得地方法人税額			6		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象法人税額等相当額の控除額			7		
外国税額の控除額			8		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			9		
差引地方法人税額			10		
欠損繰戻し	還付金額		11		
	減少する還付加算金		12		
差引合計地方法人税額			13		
既に納付の確定した地方法人税額			14		
差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額			15		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還付地方法人税額		16		
	繰越控除される地方法人税額		17		

この通知により納付すべき又は減少（－印）する税額	
本税の額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦課した加算税の額の計算明細			
区分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。